第四十一条の二第六項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前二条	前条

第九十四条の表第四十八条の二第二項の項中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改め、同表第四十八条の二第三項の項中「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の二第六項」に改める。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正）

第六条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「投票所（」の下に「共通投票所及び」を加え、「この条において」を削る。

第八条中「においては」を「には」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同条の表第四十八条の二第二項の表の項を次のように改める。

第四十八条の二第五項の表	閉鎖しなければ	状態にしなければ
	入れさせる場合	入れさせる場合又は当該電磁的記録式投票機を用いて投票させる場合
	開かなければ	開き、又は当該電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ
	投票箱を開いた場合	投票箱を開いた場合又は電磁的記録式投票機を投票できる状態にした場合

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第七条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（同法第二十七条第二項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）」を削る。

第五条第三十項中「署名について」の下に「、それぞれ」を加え、「「表示をされている」を「「されている」に改め、「当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち」を削り、「ものを」を「者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を」に改める。

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

附則第二条第二項中「及び第四条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（附則第四条及び第六条において「新農業委員会等に関する法律」という。）の規定」を削る。

附則第四条中「、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律」を「及び新漁業法」に改める。

附則第五条第一項中「及び農業委員会等に関する法律」を「第九十四条」に、「同項に規定する罪、同法」を「同項（漁業法第九十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する罪、公職選挙法」に改め、「若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人」及び「若しくは農業委員会等に関する法律第十一条」を削り、同条第四項中「（農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）」を削る。

附則第六条中「、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律」を「及び新漁業法」に改める。

（検討）

第九条　期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　裕
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年四月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十七号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項、同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第九項及び第十項」を「同条第九項ただし書及び第十項ただし書」に、「同条第三項」を「同条第三項ただし書」に改め、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

都道府県	地域	割合
宮城県	黒川郡富谷町	百分の六
	宮城郡利府町	百分の三
茨城県	つくばみらい市　北相馬郡利根町	百分の六
	結城市　那珂市	百分の三
栃木県	下都賀郡野木町	百分の六